

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	財務部	管財課
指摘の内容	<p>1. 使用許可の手続きについて</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可のない物品等の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡利支所において、行政財産の目的外使用許可のない倉庫が設置されていた。 ・ 飯野支所において、行政財産の目的外使用許可のない物置が設置されていた。 	
講じた措置の内容	<p>1. 使用許可の手続きについて</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可のない物品等の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡利支所において、行政財産の目的外使用許可のない倉庫が設置されていたことに関しては、設置団体が、支所が事務局を行っている団体であったことから、設置当初に団体で使用する倉庫としての認識が欠落し、行政財産の目的外使用許可の申請を行っていなかったものであります。 そのため、倉庫の設置経過を確認し、平成31年4月1日付けで、許可期間は平成31年4月1日から令和2年3月31日までとして、行政財産の目的外使用許可の指令書の交付手続きを行いました。 ・ 飯野支所において、行政財産の目的外使用許可のない物置が設置されていたことに関しては、平成29年度に使用許可により物置を設置していた団体からの寄附について平成30年3月に話し合いを行い、相手方との書類の確認作業に時間を要していたために手続きがなされていなかったものであります。そのため、相手方との物置の寄附手続きを確認し、完了したことから、平成30年4月1日付けで物置を市の備品として登録しました。 	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	財務部	管財課
指摘の内容	<p>1. 使用許可の手続きについて (2) 所管外の使用許可について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡利支所敷地において、行政財産の目的外使用許可として電柱設置を許可していたが、隣接する公園緑地課所管の公園の敷地であった。 ・ 飯野支所敷地において、行政財産の目的外使用許可として看板設置を許可していたが、消防総務課所管の屯所の敷地であった。 	
講じた措置の内容	<p>1. 使用許可の手続きについて (2) 所管外の使用許可について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡利支所敷地において、行政財産の目的外使用許可として電柱設置を許可していましたが、隣接する公園緑地課所管の公園敷地であったことに関しては、平成16年に支所敷地から、公園用地として所管換えを行った際に、所管換えする敷地内の目的外使用許可を行っている電柱の許可申請先の変更について申請者に指導できていませんでした。そのため、公園緑地課への手続きを行うことを公園緑地課及び設置業者と確認し令和元年度より占用許可申請を公園緑地課にするよう確認しました。 ・ 飯野支所敷地において、行政財産の目的外使用許可として看板設置を許可していたが、消防総務課所管の屯所敷地であったことに関しては、飯野町との合併後、現地の確認がなされていなかったことから、現地及び図面の確認を行い、消防総務課への手続きを行うことを消防総務課及び設置業者と確認し令和元年度より使用許可申請を消防総務課にするよう確認しました。 	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室
指摘の内容	<p>1. 使用許可の手続きについて</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可のない物品等の設置について</p> <p>つちゆロードパークにおいて、行政財産の目的外使用許可のない冷蔵ショーケース、券売機が設置されていた。また、行政財産の目的外使用許可なく、農産物販売による建物の一部使用があった。(福島市財務規則第 2 1 6 条)</p>	
講じた措置の内容	<p>目的外使用許可の範囲外に設置されていたショーケースや券売機については、申請者における許可範囲の認識不足によるものであったため、範囲を改めて確認し、範囲外に設置されている物品の移動や削減など、設置場所の整理を指導しました。</p> <p>また、農産物販売による建物の一部使用についても、申請者における許可範囲の認識不足によるものであったため、ショーケースや券売機とあわせ、平成 3 1 年度行政財産使用許可申請を現状に則した内容に修正しました。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
指摘の内容	<p>使用許可の手続きについて</p> <p>行政財産の目的外使用許可のない物品等の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘルシーランド福島において、行政財産の目的外使用許可のない冷蔵ショーケース、パン等販売用機が設置されていた。 	
講じた措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ヘルシーランド福島において、行政財産の目的外使用許可のない冷蔵ショーケース、パン等販売用機が設置されていたことについては、施設所管課である当課が新たに当該物品が設置されたとの認識がなかったことと、設置者が当該物品について行政財産の目的外使用許可が必要であるとの認識がなかったため、行政財産の目的外使用許可の申請が遺漏しておりました。これに対し、設置者に申請書を提出させ、平成30年4月1日付けで行政財産の目的外使用許可の指令書（福島市指令第1888号）を交付し、使用料38,294円を領収いたしました。なお、許可の期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとしております。今後は、設置者との連絡を密にし、適宜現地調査を実施することで、行政財産の目的外使用許可の申請に遺漏がないよう改善いたします。 	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	建設部	河川課
指摘の内容	<p>1. 使用許可の手続きについて (3) 使用許可面積について ・茂庭ふるさと館のそば打ち体験施設用地において、使用許可面積に誤りがあった。</p>	
講じた措置の内容	<p>1. 使用許可の手続きについて (3) 使用許可面積について ・使用許可面積の誤りについては、使用申請時の図面により設置完了後の現地確認をしなかったことが原因であります。 なお、申請者に面積の変更申請の提出を依頼し、平成30年4月1日付けで申請書を受理後、指令書と追加使用料の納入通知書を送付し、収入を確認しています。 今後は、新規の使用申請については、設置時に許可内容と相違がないか現地確認をするとともに、更新時においても現地確認を行います。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会	生涯学習課
指 摘 の 内 容	<p>1. 使用許可の手続きについて</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可のない物品等の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> 飯野学習センターにおいて、行政財産の目的外使用許可のない郵便ポストが設置されていた。(福島市財務規則第 2 1 6 条) 	
講 じ た 措 置 の 内 容	<p>設置者に設置状況及び行政財産の目的外使用申請状況を確認し、平成 3 0 年 4 月 1 日付けで行政財産の目的外使用許可の指令書の交付手続きを行いました。期限は平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとし、平成 3 1 年 3 月 2 6 日に敷地使用料を収納いたしました。</p> <p>行政財産の目的外使用については、手続きが遺漏なく実施されるよう学習センター等の施設管理者との情報共有を図ります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	消防本部	消防総務課
指摘の内容	<p>1 使用許可の手続きについて</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可のない物品等の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団第40分団飯野2部の屯所において、行政財産の目的外使用許可のない電柱が設置されていた。 <p>(2) 所管外の使用許可について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯野支所敷地において、行政財産の目的外使用許可として看板設置を許可していたが、消防総務課所管の屯所の敷地であった。 	
講じた措置の内容	<p>1 (1) については、消防団第40分団飯野2部の屯所において、行政財産の敷地の境界の認識に誤りがあったため発生したものであります。今後は、敷地境界、申請内容及び設置物の突合作業を目視及び図面等で確認し、再発防止に努めてまいります。なお、平成30年4月1日付けで、行政財産の目的外使用許可の指令書を交付いたしました。</p> <p>1 (2) については、行政財産の敷地の境界の認識に誤りがあったため発生したものであります。今後は、敷地境界、申請内容及び設置物の突合作業を目視及び図面等で確認し、再発防止に努めてまいります。なお、平成31年4月1日付けで消防総務課より行政財産の目的外使用許可の指令書を交付いたしました。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。